

○那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則

昭和60年4月1日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例(昭和60年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊な装置を用いる駐車施設)

第2条 条例第7条第4項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定に基づき国土交通大臣が認定したもので、自動車の出入り及び道路交通に支障のない空地を有するものとする。

(届出等)

第3条 条例第9条の規定による届出は、駐車施設附置(変更)届出書に別表第1に掲げる図面を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の規定により届け出た駐車施設のうち、条例第7条第4項に規定する特殊な装置を用いるもの又は条例第8条第1項に規定する附置場所特例により設置するものについては、当該駐車施設の位置、規模、構造、設備等が条例及びこの規則の規定に適合するときは、特殊駐車装置(駐車施設附置場所特例)認定書により届出者に通知するものとする。

(立入検査の身分証票)

第4条 条例第12条第2項に規定する立入検査を行う職員の身分を示す証票は、建築物・駐車施設立入検査証によるものとする。

(様式)

第5条 条例及びこの規則の規定による別表第2に掲げる文書の様式は、市長が定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年4月1日規則第17号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則の相当する規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

付 則(平成12年12月28日規則第82号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(令和元年11月25日規則第22号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。
 付 則(令和8年3月27日規則第9号)
 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

	図面の種類	明示すべき事項
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
駐車施設	付近見取図	附置場所特例により駐車施設を設置する場合は、当該建築物との直線距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界、駐車区画、車路、当該敷地に接する道路の位置及び幅員並びに駐車施設の規模の算定書
	各階平面図	縮尺、方位、駐車区画及び車路

別表第2(第5条関係)

文書の名称	根拠条項
駐車施設附置(変更)届出書	第3条第1項
特殊駐車装置(駐車施設附置場所特例)認定書	第3条第2項
建築物・駐車施設立入検査証	第4条
措置命令書	条例第13条第2項